

制 度 名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ	
市民税・県民税の非課税	障害を有する方で、前年の合計所得金額が135万円以下である方は、市民税・県民税は課税されません。	○身体障害、知的障害、精神障害 ※上記の手帳をお持ちの方 ○要介護認定を受けている方で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方 ※適用を受ける年度の前年の12月31日の状況により判定。	申告(市民税・県民税)に必要なものは税務課へお問い合わせください。 ※ただし、所得税の確定申告をされた方や、勤務先や年金事務所に障害を有することについて申告がされており、勤務先などから市に給与や年金の支払報告書が提出されている方は、申告の必要はありません。	⑤	
市民税・県民税の所得控除	本人、配偶者又は扶養親族が障害を有する場合は、市民税・県民税の課税に係る所得金額から次の金額が控除されます。 ○障害を有する方1人につき 26万円 ○上記の方が特別障害者に該当する場合 30万円 ○配偶者又は扶養親族が特別障害に該当し、本人又はその配偶者若しくは本人と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている場合 53万円 ※控除対象となる配偶者、扶養親族は、前年の合計所得金額が48万円以下である方。	○身体障害、知的障害、精神障害 ※上記の手帳をお持ちの方 ○要介護認定を受けている方で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方 ※特別障害の範囲 身体障害 1・2級 知的障害 A判定 精神障害 1級 ※適用を受ける年度の前年の12月31日の状況により判定。			
軽自動車税(種別割)の減免	障害を有する方などが所有する軽自動車は、申請することで軽自動車税(種別割)が減免となります。 ※申請は軽自動車税(種別割)の納期限までです。(通常5月31日)	○身体障害、知的障害、精神障害 ※上記の手帳をお持ちの方。ただし、障害区分、級別により減免できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。 ※適用を受ける年度の4月1日の状況により判定。	1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 2 運転する方の運転免許証 3 納税義務者のマイナンバーのわかるもの 4 自動車検査証(車検証)		

